



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 村 井 泰 介
会 社 所 在 地 東京都中央区日本橋室町 1-9-12
(コード番号 3151 東証 1 部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長兼総務部長 津 越 正 朗
(TEL 03-3275-3301)

定款の一部変更に関する お知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日に開催された取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催第 8 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

- (1) 「薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）の施行により「再生医療等製品」が新たに定義されたことに伴い、今後の事業展開に備えるため、事業目的に文言を追加するとともに、その他の文言の整理を行うため、また、当社の事業内容の多様化に対応するため、第 2 条に定める目的の追加を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に改正された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、定款第 26 条（社外取締役の責任限定契約）および同第 34 条（社外監査役の責任限定契約）の規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 28 日

以上

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 本会社は、次の業務を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、毒物、劇物、麻薬、試薬、工業薬品、輸血用血液、医薬部外品、その他の化学工業薬品等の販売、製造、加工並びに輸出入</p> <p>(2) 医療用消耗品、衣料用繊維製品、衛生材料、衛生雑貨、防疫用薬剤及び資材、酒精含有飲料、飲料品、食品、食品添加物、乳製品、日用雑貨品、香料、化粧品、農薬、動物薬、公害処理剤、農業用資材、肥料、園芸用品、飼料、飼料添加物、種子種苗、農産物、水産食品、畜産食品の販売、製造、加工並びに輸出入</p> <p>(3) 医療用機器、医療用具、介護用品、福祉用具、健康用機器、度量衡計量器、写真材料、通信機器、家庭用電気器具、空調機器、理化学機器、事務機器、家具調度品、寝具、スポーツ用品、畜産用機材、畜産プラント用機器、医療用高圧ガス等の販売、修理、レンタル、リース及び保守管理、輸出入並びにそれらの仲介</p> <p>(4) ？ 省略</p> <p>(46)</p> <p>(新設)</p> <p>(47) 上記各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>2 本会社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約) 第26条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約) 第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(目的) 第2条 本会社は、次の業務を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、<u>再生医療等製品</u>、毒物、劇物、麻薬、試薬、工業薬品、輸血用血液、医薬部外品、その他の化学工業薬品等の販売、製造、加工並びに輸出入</p> <p>(2) 医療用消耗品、衣料用繊維製品、衛生材料、衛生雑貨、防疫用薬剤及び資材、酒精含有飲料、飲料品、食品、食品添加物、乳製品、日用雑貨品、香料、化粧品、農薬、動物薬、<u>動物用医療機器</u>、公害処理剤、農業用資材、肥料、園芸用品、飼料、飼料添加物、種子種苗、農産物、水産食品、畜産食品の販売、製造、加工並びに輸出入</p> <p>(3) <u>医療機器</u>、医療用具、介護用品、福祉用具、健康用機器、度量衡計量器、写真材料、通信機器、家庭用電気器具、空調機器、理化学機器、事務機器、家具調度品、寝具、スポーツ用品、畜産用機材、畜産プラント用機器、医療用高圧ガス等の販売、修理、レンタル、リース及び保守管理、輸出入並びにそれらの仲介</p> <p>(4) ？ 現行通り</p> <p>(46)</p> <p>(47) <u>古物商</u></p> <p>(48) 上記各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>2 本会社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第26条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任限定契約) 第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の責任を定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>